

告 示

埼玉県告示第千二十四号

測量計画機関である新座市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（基準点測量及び現地測量）

三 作業地域

新座市本多一丁目・堀ノ内三丁目地内

四 作業期間

令和五年九月一日から令和六年三月二十九日まで